

多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定

東京都下水道局（以下「甲」という。）及び多摩地域市町村（乙1から乙30まで。以下「乙」という。）と公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「丙」という。）、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部（以下「丁」という。）は、乙が管理する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が災害により被災した場合（以下単に「災害時」という。）における丙及び丁の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、多摩地域における災害時の下水道施設の被害拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を図るため、乙に対する丙及び丁の技術支援協力に関する基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第2条第1号に規定するものであり、地震、豪雨、洪水その他の異常な自然現象等により生ずる被害をいう。
- 二 災害査定 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第2条第2項に規定する災害復旧事業の実施にあたり、国庫負担の決定に係る国の査定をいう。

（対象）

第3条 この協定の対象となる下水道施設は、乙が管理する公共下水道施設であり、管路施設（マンホールポンプを含む）、ポンプ場及び処理場とする。

（技術支援協力の範囲）

第4条 丙の技術支援協力として実施する業務は、乙が行う災害査定に係る業務の支援とし、関係機関協議及び甲、丁との調整など乙が要請するもののうち、丙が対応可能な範囲とする。

2 丁の技術支援協力として実施する業務は、乙が行う災害査定に係る業務の支援とし、資料の作成など乙が要請するもののうち、丁を構成する会員が対応可能な範囲とする。

(支援要請)

- 第5条 乙が丙及び丁に対して支援要請をしようとするときは、甲が、乙の支援要請をとりまとめた上で、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。
- 2 丙は、前項の要請があった場合には、支援活動の可否を検討し、速やかに支援活動体制を書面により甲を通じて乙宛に通知する。
- 3 丁は、第1項の要請があった場合には、速やかに丁を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を書面により甲を通じて乙宛に通知する。
- 4 乙は、丁から前項の通知を受けた後、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を状況に応じ甲と連携して選定し、その結果を甲に書面により通知する。
- 5 乙は、第2項の規定による甲からの支援活動体制の調整結果の連絡及び前項の選定結果に基づき、丙及び業務実施者に対して書面により支援要請を行う。
- 6 乙は、前項の業務実施者に対する要請を行った場合には、甲に書面により通知する。甲は、これを丙及び丁に連絡する。

(委託契約の締結)

- 第6条 乙は個別に、丙及び業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。
- 2 前項の業務委託契約締結後に、契約変更が必要な事項が生じた場合には、乙と丙及び業務実施者は協議して業務委託契約を変更することができる。

(業務の実施)

- 第7条 丙及び業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

(報告)

- 第8条 丙及び業務実施者は、支援業務が終了したときは、速やかに乙へ書面により報告する。
- 2 乙は、前項の報告があったときは、速やかに甲へ書面により報告する。

(費用負担)

- 第9条 支援業務に係る費用は、支援を受ける乙の各々の負担とし、業務委託契約書の定めによるものとする。
- 2 丙及び業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を乙に請求するものとする。乙は、丙及び業務実施者の請求に応じて、費用を支払う。

(労災及び損害補償など)

第10条 支援業務実施中に労務災害が発生した場合の対応は、業務委託契約書の定めによるものとする。

2 支援業務実施中に、乙、丙及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は丙及び業務実施者に損害が生じた場合の対応は、業務委託契約書の定めによるものとする。この場合において、乙はその状況を甲に報告するものとする。

3 業務実施者が行った支援業務において、委託契約の内容に適合しない箇所がある場合、業務委託契約書の定めによるものとする。

(連絡体制)

第11条 甲、乙、丙及び丁の連絡窓口は、次のとおりとする。

- (1) 甲 東京都下水道局流域下水道本部技術部計画課
- (2) 乙 多摩地域30市町村の下水道事業担当部署
- (3) 丙 公益財団法人東京都都市づくり公社下水道部
- (4) 丁 公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部

2 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲に連絡する。甲は変更後の連絡先を、乙、丙及び丁に伝えることとする。

(情報の保護)

第12条 この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、業務委託契約書の定めによるものとする。

(合同訓練)

第13条 甲、乙、丙及び丁は、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙、丙及び丁の協議により定める。

(協定の有効期間)

第14条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和3年3月31日までとする。

2 甲、乙、丙及び丁から書面による協定終了の意思表示がない限り、さらに1年間その効力を継続するものとし、その後においても同様とする。

3 前2項にかかわらず、甲、乙、丙及び丁は、締結相手方それぞれとの事前協議を経て、協定を破棄することができるものとする。

(補則)

第 15 条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙、丙及び丁が協議して別途定める。

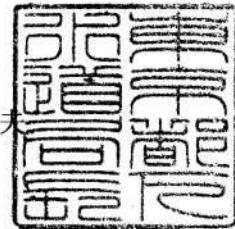
2 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁による協議の上定める。

本協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

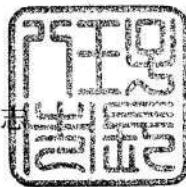
令和 3 年 3 月 19 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東京都公営企業管理者 下水道局長

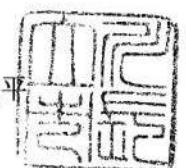
和賀井 克夫



乙 1 東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号
八王子市長 石森 孝



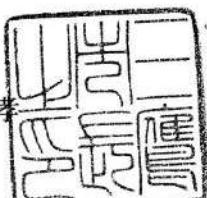
乙 2 東京都立川市泉町 1156 番地の 9
立川市長 清水 庄平



乙 3 東京都武藏野市緑町二丁目 2 番 28 号
武藏野市長 松下 玲子



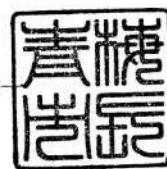
乙 4 東京都三鷹市野崎一丁目 1 番 1 号
三鷹市長 河村 孝



乙5 東京都青梅市東青梅一丁目11番地の1

青梅市長

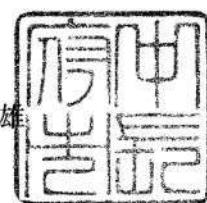
浜中 啓一



乙6 東京都府中市宮西町二丁目24番地

府中市長

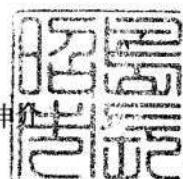
高野 律雄



乙7 東京都昭島市田中町一丁目17番1号

昭島市長

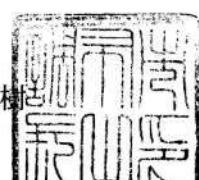
白井 伸介



乙8 東京都調布市小島町二丁目35番地1

調布市長

長友 貴樹



乙9 東京都町田市森野二丁目2番22号

町田市長

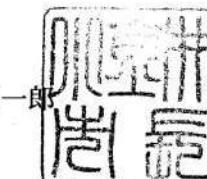
石阪 丈



乙10 東京都小金井市本町六丁目6番3号

小金井市長

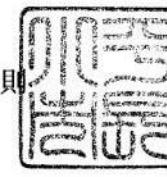
西岡 真一郎



乙11 東京都小平市小川町二丁目1333番地

小平市長

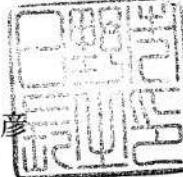
小林 正則



乙12 東京都日野市神明一丁目12番地の1

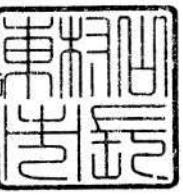
日野市長

大坪 冬彦



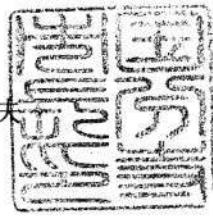
乙 13 東京都東村山市本町一丁目2番地3
東村山市長

渡部 尚



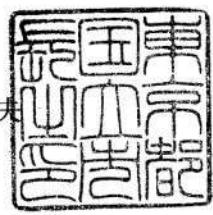
乙 14 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市長

井澤 邦夫



乙 15 東京都国立市富士見台二丁目47番地の1
国立市長

永見 理夫



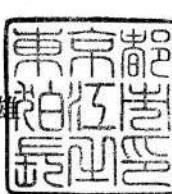
乙 16 東京都福生市本町5番地
福生市長

加藤 育男



乙 17 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市長

松原 俊雄



乙 18 東京都東大和市中央三丁目930番地
東大和市長

尾崎 保夫



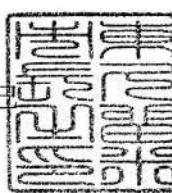
乙 19 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市長

渋谷 金太郎



乙 20 東京都東久留米市本町三丁目3番1号
東久留米市長

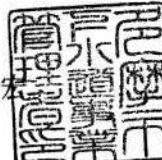
並木 克巳



乙 21 東京都武藏村山市本町一丁目1番地の1
武藏村山市長職務代理者
武藏村山市総務部長 石川 浩喜



乙 22 東京都多摩市関戸六丁目12番地1
多摩市下水道事業管理者 森田 佳志



乙 23 東京都稻城市東長沼2111番地
稻城市長 高橋 勝洋



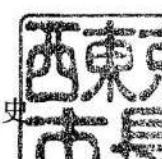
乙 24 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目2番地1
羽村市長 並木 心也



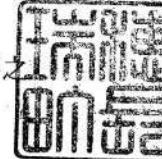
乙 25 東京都あきる野市二宮350番地
あきる野市長 村木 英幸



乙 26 東京都西東京市南町五丁目6番13号
西東京市長 池澤 隆史



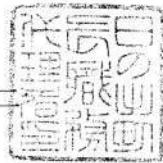
乙 27 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地
瑞穂町長 杉浦 裕之



乙 28 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地

日の出町長職務代理者

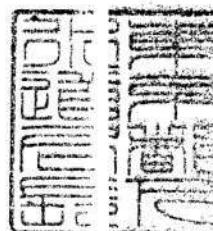
日の出町副町長 木崎 孝二



乙 29 東京都西多摩郡檜原村 467 番地 1 号

檜原村長

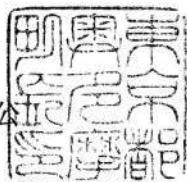
坂本 義次



乙 30 東京都西多摩郡奥多摩町冰川 215 番地 6

奥多摩町長

師岡 伸公

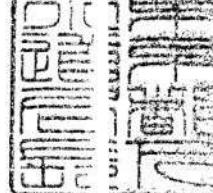


丙 東京都八王子市子安町四丁目 7 番 1 号

公益財団法人 東京都都市づくり公社

理事長

長谷川



丁 東京都荒川区西日暮里 5 丁目 26 番 8 号

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会

関東支部長

間山

